

香川県農業試験場庁舎機械警備業務仕様書

1 業務の名称

香川県農業試験場庁舎機械警備業務

2 業務の目的

香川県農業試験場庁舎における火災、盗難及び損壊行為の拡大防止を図る。なお、警備内容は現在の水準（別紙１を参照）を維持するものとする。

3 業務の実施場所

香川県農業試験場 香川県綾歌郡綾川町北１５３４番地１

4 業務の委託期間

令和８年１０月１日から令和１３年９月３０日まで

なお、当業務の委託契約は、香川県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第２条第２号に基づく長期継続契約であり、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該委託契約は変更又は解除する。

5 警備内容等

（１）警備方法：警報装置を設置して行う機械警備

受託者（以下「乙」という。）は、警報装置の設置と保守点検及び契約解除の場合の撤去費用（電気錠を含む。）を負担すること。

警報装置については、警備対象施設に侵入者等の異常事態が発生すれば漏れなく感知する設置計画を立て、別紙１を参考に事前に協議すること。

（２）任務

警報受信装置により警備対象に異常事態が発生した場合は、対処要員が２５分以内に現場に急行し異常事態を確認するとともに、事態の拡大防止を図り、必要に応じて関係先及び香川県農業試験場の緊急連絡者に通報すること。

月末業務終了後に、業務の成果に関する報告書を速やかに提出すること。

（３）警備時間

① 侵入警戒用警報装置からの信号による警備業務

ア 開庁日（「香川県の休日定める条例」（平成元年香川県条例第１号）に規定する県の休日以外の日） 午後５時１５分～翌日午前８時３０分

ただし、上記の時間内で、別紙１の警備ブロックごとに機械警備の開始操作をした時から、機械警備の解除操作をするまでの間

イ 閉庁日（開庁日以外の日） 午前８時３０分～翌日午前８時３０分

ただし、上記の時間内で、別紙１の警備ブロックごとに機械警備の解除操作をした時から、機械警備の開始操作をするまでの間を除く

② その他の警報装置からの信号による警備業務

午前8時30分～翌日午前8時30分

(4) 警備対象

香川県農業試験場庁舎 別紙1のとおり

- ① 侵入警戒用警報装置は、警備ブロックごとに警備のセット及び解除が専用のカードで可能であるものとする。
乙は、別紙1の箇所の鍵に電気錠（うち1台はスケジュール機能付）を追加し警備のセット及び解除と連動できるものとする。
- ② 警報装置は、無線通信により発報できるものとし、通信不能の事態に備えて複数の通信網を準備すること。
- ③ 乙は、侵入警戒用警報装置のカードを、必用枚数分（100枚）用意する。
- ④ 侵入警戒用警報装置のカードは、どのカードで警備操作したかを特定できること。
カードを紛失した場合は、紛失したカードだけを使用禁止登録できるものとする。
- ⑤ 最終退庁者であることを表示する装置を設置すること。
- ⑥ 貯油庫及び特殊ガス室（特殊ガスボンベ庫（可燃））の警備システムの機器は、防爆仕様とすること。

6 委託料の支払方法

毎翌月に正当な請求書受理後30日以内に支払うものとする。